6月の第2週は　危険物安全週間『意志つなぐ　連携プレーで　事故防ぐ』

ガソリンや塗料などをはじめとする危険物は、事業所などで幅広く利用されています。危険物安全週間は、事業所における危険物の自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的としています。危険物を安全に取り扱うように再度確認しましょう。

■実施期間　6月4日（日）～10日（土）

■問合せ　那須地区消防本部予防課 ☎0287-28-5103

防災のワンポイント

地震などの大災害発生時は、安否の問い合わせやお見舞いの電話が被災地に集中し、電話がつながりにくくなることがあります。

このような状態を防ぐためにも、災害時は災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板を利用しましょう。

▼災害用伝言ダイヤル

①「171」をダイヤル

②録音は「1」再生は「2」

③被災地の方の市外局番からの電話番号を入力

④ガイダンスに従い録音または再生

※災害用伝言ダイヤルは、震度6弱以上の地震発生時に利用できます。

※毎月1日および15日に体験できます。

▼災害用伝言板

①「web171」で検索

②伝言を登録する被災地の方の電話番号を入力

③説明に従い登録、確認

5月は自動車税（種別割）の納付月です

5月に届く自動車税（種別割）の納税通知書で納付期限までに納付してください。

減免制度（心身障がい者減免等）やその他ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

▼納付期限　5月31日㈬

▼問合せ　大田原県税事務所収税課 ☎0287-23-4171

令和5年度「所得証明書（令和4年分）」および「住民税決定証明書」の発行を開始します

○役場本庁税務課・各支所での発行の場合

▼住民税を給料から特別徴収で納めている方

5月15日㈪午前8時30分から

▼住民税を普通徴収または年金から特別徴収で納めている方

6月13日㈫午前8時30分から

○コンビニエンスストアでの発行の場合

▼住民税を給料から特別徴収で納めている方

5月16日㈫午前6時30分から

▼住民税を普通徴収または年金から特別徴収で納めている方

6月14日㈬午前6時30分から

※コンビニエンスストアで取得する場合はマイナンバーカードが必要です。

▼問合せ　税務課庶務諸税係 ☎72-6936

令和5年度軽自動車税（種別割）の減免申請のご案内

▼対象となる車

・障がいのある方が所有し運転する車

・障がいのある方と生計を共にしている方が所有する車など

※減免を受けることができる車は、障がいのある方1人につき1台で、普通自動車等の自動車税との重複はできません。

※その他一定の要件を満たす必要があります。

▼持ち物　身体障害者手帳、療育手帳（A、A1、A2のみ）、精神障害者保健福祉手帳（1級のみ）、戦傷病者手帳、車検証、運転免許証（対象車輌を運転する人のもの）、納税通知書

▼申請期限　5月24日㈬

※軽自動車税（種別割）納税通知書の発付日は5月10日です。納税通知書が届いてから申請してください。

▼申請・問合せ　税務課庶務諸税係 ☎72-6936

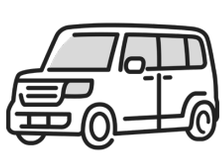

令和5年度軽自動車税（種別割）の「継続検査用納税証明書」送付に関するお知らせ

軽自動車（三輪・四輪）は、車検の際に納税証明書の提出が原則不要になったことから、今後は「継続検査用納税証明書」は送付しません。

二輪の小型自動車（250CC超）は、引き続き車検の際に納税証明書の提出が必要なことから、口座振替での納付が確認できた方へ、6月中旬ごろに「継続検査用納税証明書」を送付します。

なお、口座振替日（5月31日）から1週間以内に納税証明書が必要な場合は、納付情報が確認できるまでに1週間程度の期間がかかるため、次の書類を確認した上で、税務課窓口で発行します。

▼必要書類　引き落とし口座の通帳（原本）、該当車両の車検証

▼問合せ　税務課庶務諸税係 ☎72-6936